

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成31年那智勝浦町議会第1回定例会)

平成31年3月11日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	議案第13号 那智勝浦町分課設置条例の一部を改正する条例	10
日程第5	議案第14号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する 条例	11
日程第6	議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	12
日程第7	議案第16号 那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条 例	14
日程第8	議案第17号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例	18
日程第9	議案第18号 那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	20
日程第10	議案第19号 那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例	28
日程第11	議案第20号 那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例	29
日程第12	議案第21号 那智勝浦町住宅資金貸付条例及び那智勝浦町宅地取得資金 貸付条例を廃止する条例	31
日程第13	議案第22号 那智勝浦町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例	33
日程第14	議案第23号 那智勝浦町冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例	35
日程第15	議案第24号 那智勝浦町短期滞在型施設の設置及び管理に関する条例	38
日程第16	議案第25号 那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例	41
日程第17	議案第26号 平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算(第7号)	43
日程第18	議案第27号 平成30年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予 算(第3号)	49
日程第19	議案第28号 平成30年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算 (第3号)	51
日程第20	議案第29号 平成30年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(第2号)	53
日程第21	議案第30号 那智勝浦町製氷貯氷施設の指定管理者の指定について	55
日程第22	議案第31号 那智勝浦町冷凍冷蔵施設の指定管理者の指定について	55
日程第23	議案第32号 町道の路線変更について	59
日程第24	議案第33号 町道の路線認定について	59

日程第25 議案第34号 監査委員の選任について……………60

日程第26 議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任について……………61

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	荒尾典男	2番	左近誠
3番	下崎弘通	4番	中岩和子
5番	石橋徹央	6番	金嶋弘幸
7番	曾根和仁	8番	引地稔治
9番	亀井二三男	10番	津本・光
11番	森本隆夫	12番	東信介

3. 会議録署名議員の氏名

3番	下崎弘通	5番	石橋徹央
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(15名)

町長	堀順一郎	副町長	矢熊義人
教育長	岡田秀洋	消防長	湯川辰也
総務課長	塩崎圭祐	教育次長	寺本尚史
会計管理者	西真宏	病院事務長	下康之
税務課長	三隅祐治	住民課長	田中逸雄
福祉課長	榎本直子	観光企画課長	吉田明弘
農林水産課長	在仲靖二	建設課長	楠本定
水道課長	村上茂		

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(3名)

事務局長	網野宏行
事務局主査	青木徳之
事務局副主査	北郡克至

~~~~~ ○ ~~~~~

[4番中岩和子議長席に着く]

○議長（中岩和子君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がございました。本件について、議長はこれを許可しましたので、御報告をいたします。

なお、報道関係の皆様をお願いをいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開会

○議長（中岩和子君） ただいまから平成31年第1回那智勝浦町議会定例会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開議

○議長（中岩和子君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中岩和子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

3番下崎弘通君、5番石橋徹央君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（中岩和子君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

3番下崎君。

○議会運営委員長（下崎弘通君） 議会運営委員会の協議の結果について御報告いたします。

去る3月4日に委員会を開催しております。

本定例会に付議すべき事件は35件です。内訳ですが、当初予算12件、条例の制定、廃止及び一部改正13件、補正予算4件、指定管理者の指定2件、町道の路線変更、路線認定2件、人事案件2件となっております。

会期は、本日3月11日から3月22日までの12日間を予定しております。本会議7日、委員会2日、純休会3日となっております。

それでは、議事予定表をごらんいただきたいと思っております。

[議事予定表朗読]

なお、未定ですが追加議案2件が予定されております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から3月22日までの12日間に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、会期は本日から3月22日までの12日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（中岩和子君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりでございます。

町長の報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成31年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変御多用のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本議会に付される諸議案の説明に先立ちまして、町政報告を行います。

まず、8年前の3月11日、東日本大震災が発生し、多くのとうとい命が奪われ、まだ避難生活を余儀なくされている方々が多くおられます。お悔やみと一日も早い復興を心より願っているところでございます。

さて、報道で御承知のことと存じますが、国土交通省より近畿自動車道紀勢線の新宮道路と紀宝熊野道路について新規事業採択時評価手続を開始したと発表されました。手続の開始につきましては大きな前進でありまして、事業化されれば紀伊半島を一周する全区間が事業化されることとなります。議員各位のこれまでの御協力に厚く御礼を申し上げます。そして、今後とも早期の完成に向けて尽力をしてみたいと思います。

まず、観光関連の報告でございます。

先週3月8日に温泉総選挙2018の表彰式が開催され、各省庁賞の総務大臣賞を南紀勝浦温泉が受賞いたしました。このことは、観光関係者のみならず町民一体となった取り組みが評価されたと皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

さて、平成30年の観光客数は、宿泊客が50万5,132人と前年比9%の減となりました。大型ホテルの耐震工事やホテル火災による休業等が減少の要因と思われまます。

日帰り客は約102万人で、対前年7%増となりました。日帰り客につきましてはここ数年伸びており、100万人を超えるのは平成11年開催の南紀熊野体験博以来となります。要因といたしましては、2017年の熊野那智大社創建1700年に続きまして、那智山青岸渡寺が第一番札所である西国三十三所草創1300年の佳節であることに加えまして、ロンリープラネット誌に紹介されたことから特に海外からの当地域への注目が高まっており、訪日外国人旅行者は5万人を超え、オーストラリア、ニュージーランドからの旅行者は8,000人を数え、前年比45%と大きな伸びとなっております。

農林水産関係の報告でございます。

勝浦漁港におきまして冷凍冷蔵施設の建設が完了し、4月からの運用開始に向け、徐々に施

設内の温度を下げていただいております。運用を開始した暁には、引き続きマグロの水揚げ拠点としての機能を果たしまして、また運営コストを低減することになっていただいております。

平成30年の管内3漁協及び勝浦市場の水揚げにつきましては1万770トン、77億7,208万円で、数量、金額とも前年を下回りました。

沿岸漁業につきましては、ひき縄、定置網の不漁により水揚げは850トン、6億456万円で、昨年より517トン、2億5,561万円の減となりました。

マグロ漁では、水揚げは9,920トン、71億6,752円で、昨年より853トン、1億5,110万円の減となりましたが、ことしに入ってから好調な水揚げが続いていただいております。

また、農業関係におきましては、2022年に開催されます全国棚田サミットの開催地に立候補することを決定いたしました。本町の農村文化の保全や環境保全を通じて地域の活性化につながる事業と考えており、準備を進めてまいります。

防災関係と消防関係につきましては、宇久井湊地区の津波避難タワーにつきまして工事が順調に進み、間もなく完成予定でございます。また、勝浦小学校グラウンド及び大門坂駐車場に40トン型耐震性貯水槽の新規整備が完了いたしました。また、消防車両の更新につきましては、消防団第1分団勝浦地区の小型動力ポンプ付普通積載車、消防団第6分団小阪地区の小型動力ポンプ付軽積載車及び消防本部の指揮車の整備が完了いたしました。

次に、本議会に提案しております議件の概要について御説明を申し上げます。

本議会に提案しております議件は35件であります。その内訳は、平成31年度一般会計を初めとする当初予算12件、平成30年度補正予算4件、条例の制定2件、一部改正10件、廃止1件、指定管理者の指定2件、町道の路線関係2件、監査委員の選任、固定資産評価委員の選任であります。

初めに、議案第1号から議案第12号の平成31年度予算案の概要について御説明申し上げます。

本年5月1日に改元を迎えますが、平成31年度予算案は新時代の那智勝浦町の第一歩として、現在抱えております諸課題の解決に主眼を置いた予算となっております。

重点的に取り組む事業といたしましては、消防・防災センターの整備に向けた設計業務委託事業、防災行政無線のデジタル化、新クリーンセンター整備事業に取り組めます。そして、本町の主要産業である観光業の振興策としてDMO体制の推進、民間ノウハウを活用した新たな誘客活動を展開してまいります。また、少子・高齢化対策や子育て支援につきましては、本年4月1日からは子育て世代包括支援センターを福祉課内に設置いたします。そして、来年4月から中学校給食実施に向け、給食センターを整備いたします。

これらの重点事業を中心に、より安心・安全なまちづくりを推進し、住民の皆様にご満足いただける那智勝浦町の実現に向け、積極的に取り組む予算となっております。

新年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算総額は166億2,558万3,000円で、平成30年度の予算総額174億5,629万2,000円に対し、8億3,070万9,000円、4.7%減となっております。

一般会計予算は、歳入歳出それぞれ80億3,180万円をお願いするものでございます。対前年度比8億50万円、9.1%の減となっております。

歳入の主たる財源につきましては、町税及び地方交付税、国庫支出金、地方債で、また基金の取り崩しによる繰り入れを行います。

地方交付税につきましては28億6,000万円を計上しており、前年度と比較して6,000万円、2.1%の増となっております。

国庫支出金につきましては11億2,870万円を計上しており、前年度と比較し6億989万円、35.1%の減となっております。

町税につきましては、軽自動車税で増加を見込んでおりますが、それ以外の町民税や入湯税等で減少を見込み、対前年度比6,542万円、4.5%減の13億8,886万円を見込み、計上してございます。今後も歳入財源の根源であります税收の確保に全力を尽くしてまいります。

総務課関係でございます。

まず、防災・減災対策に引き続き取り組んでまいります。本年度より2カ年で防災機器基盤の充実を図るため、防災行政無線デジタル化整備事業を進めてまいります。津波避難タワー整備や避難路整備に係る費用を計上し、さらに昨年より実施しておりますブロック塀撤去補助金、代替フェンス設置補助金につきましても予算を増額して計上してございます。

また、町営バスの運行につきましては、町民の皆様の利用の充実を図るために料金改定や回数券、定期券の導入について取り組んでまいります。

福祉課の関係でございます。

ねりんピック紀の国わかやま2019が11月9日から12日まで開催され、県内各地でスポーツや文化交流大会が開催され、本町では那智勝浦町体育文化会館におきまして11月10日にダンススポーツ交流大会を行いますので、関連する予算を計上してございます。

4月1日より妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うために子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦から子育て家庭の支援を行います。

平成30年度には、那智勝浦町健康増進計画及び那智勝浦町自殺対策計画を策定いたしました。これらの計画に基づきまして、町民一人一人の健康づくりを皆で支え合う那智勝浦町を目指してまいります。

また、平成31年度には那智勝浦町における地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱となる那智勝浦町地域福祉計画を策定いたします。

また、本町では人権・同和問題に関する町民意識調査を5年ごとに実施しております。平成31年度は調査の年となっております。いわゆる通称部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ対策法の人権三法が制定されて初めての調査でございます。この調査の結果につきましては町内10カ所で報告会を開催し、今後も人権・同和教育啓発活動に取り組んでまいります。

住民課の関係でございます。

新クリーンセンター整備事業におきましては5,592万円を計上しており、施設整備基本計画

等策定業務委託、生活環境影響調査業務委託を実施いたします。

観光企画課の関係でございます。

企画関係では、過疎対策といたしましてこれまで色川地区限定でU I ターンの受け入れを行ってまいりましたが、全町的な受け入れ態勢の充実のため、旧医師住宅を活用し、移住を検討する方々が滞在しやすくするため必要な整備費用、住宅の修繕やネット環境の整備として103万8,000円を計上しております。

また、長期総合計画とまち・ひと・しごと創生事業総合戦略の策定に取りかかります。長期総合計画はまちづくりの指針となるもので、来年度策定に向けての準備を行います。総合戦略につきましては、人口減少が進む中でも町の魅力を高め、町の活性化に資する計画を策定をいたします。

商工関係におきましては、昨年に引き続き空き店舗活用事業補助金を予算計上いたしております。商店街の活性化に向け、取り組んでまいります。

また、観光関係では観光振興として観光プロモーション業務委託1,200万円を計上しており、従来の観光誘客プロモーション活動をより効率・有効的に展開するため、民間のノウハウや先進地の方法を取り入れ、時代にマッチした活動の展開を目的としております。

観光推進体制構築支援業務委託800万円につきましては、観光ニーズが多様化する中、お客様の満足度を高めるために既存の枠組みに捕らわれない観光推進体制の構築が急務であることから、観光庁が推し進めておりますDMOも視野に入れながら検討を進めてまいります。

世界的な宿泊予約サイト、エアビーアンドビーにおきまして、2019年に訪れるべき19の観光地に和歌山県が日本で唯一選出されたという追い風もございますので、インバウンド誘致にも積極的に取り組んでまいります。

農林水産関係でございます。

水産振興事業では、勝浦漁港トイレ等新築事業として、外来船誘致対策のため、船員の皆様方の風呂、シャワー室を整備いたします。あわせて、市場関係者や観光客向けに公衆トイレも整備してまいります。

クロマグロの漁獲規制等、厳しい状況ではございますが、持続可能な漁業としてはえ縄漁を昨年度から実施しておりますビン玉事業等でPRをし、関係機関と連携しながら水産業の振興、水揚げ及び魚価の向上に努めてまいります。

建設課の関係でございます。

国の空家等対策の推進に関する特別措置法の完全施行に伴いまして、平成31年度から那智勝浦町空家等対策計画にのっとり空き家等の所有者に対し適切な管理を行うように指導を行うとともに、特定空き家の判定を行い、適切な管理を行うよう勧告や命令、そして改善されないようであれば代執行まで行っていく予定となっております。

消防関係でございます。

消防本部・防災センターを現在測量しております天満地内の高台へ建設整備を進めるため、庁舎基本設計、実施設計及び造成工事設計の費用を計上してございます。また、耐震性貯水槽

設置工事につきましては、南海トラフ地震など震災時にも有効な水利を確保することができる耐震性の貯水槽2基を整備するものでございます。

教育委員会関係でございます。

中学校給食施設整備事業として、来年4月からの中学校給食実施に向けた予算を計上してございます。下里中学校を改修し、給食センターを整備し、宇久井中学校及び那智中学校へは給食配送車で配送する計画でございます。

次に、特別会計でございます。

国民健康保険事業費特別会計につきましては、医療費に係る保険給付、国民健康保険事業費納付金など総額25億4,751万1,000円を計上してございます。

平成30年度より財政運営の責任主体が和歌山県となり、決定された国民健康保険事業費納付金を和歌山県に納付することになっております。

県から平成31年度に支払う事業納付金が提示をされ、医療費は増加し、被保険者の減少が見込まれる中、納付金は上昇しており、税率改正を行い収支の均衡を図ってまいります。

後期高齢者医療事業費特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金など総額4億5,774万2,000円を計上いたしております。

育英奨学金貸与事業費特別会計につきましては、高校生、大学生への貸与を継続し、今年度も予算を計上いたします。

下水道事業費特別会計におきましては、那智山地区特定環境保全公共下水道に係る事業費を計上いたしております。

介護保険事業費特別会計につきましては、総額20億9,032万4,000円を計上しております。

勝浦地方卸売市場特別会計につきましては、比較的魚価も高水準で推移したため、平成30年度施設使用料収入も当初の予算を上回る見通しでございます。

次に、企業会計でございます。

水道事業会計につきましては、昨年に引き続き平成23年台風12号で被災した市野々水系の取水施設の災害復旧工事や配水管布設替工事なども進め、より一層の安全・安心な給水サービスの充実に努めてまいります。

町立温泉病院事業会計につきましては、和歌山県地域医療構想や新宮保健医療圏において求められる医療機能を考慮した診療提供体制のもと、病院を運営するための予算編成となってございます。地域住民の皆様方に信頼される安全・安心な医療を提供することを基本方針に、よりよい医療の提供に努めてまいります。

以上が平成31年度予算の大要でございます。

引き続き、議案第13号から御説明を申し上げます。

議案第13号の分課設置条例の一部を改正する条例につきましては、各課の業務見直しに伴う改正でございます。

議案第14号の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきましては、文言の修正で改正を行うものでございます。

議案第15号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院規則の一部改正に伴うものでございます。

議案第16号町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例につきましては、町営バスの利用料金改定や定期券の導入などについて改正を行うものでございます。

議案第17号の税条例の一部を改正する条例につきましては、入湯税に係る改正を行うものでございます。

議案第18号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、当初予算でも申し上げましたが国保税の税率を改正するものでございます。

議案第19号の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、学校教育法の改正に伴うものでございます。

議案第20号の学童保育所設置条例の一部を改正する条例につきましては、宇久井学童保育所における入所希望の増加に伴い、新たに1カ所設置するため改正を行うものでございます。

議案第21号の住宅資金貸付条例及び那智勝浦町宅地取得資金貸付条例を廃止する条例につきましては、当該貸し付けに係る地方債の償還が終了したことに伴い廃止するもので、あわせて特別会計条例の一部を改正し、住宅宅地資金貸付事業費特別会計を削除するものでございます。

議案第22号の指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、改正を行うものでございます。

議案第23号の冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例につきましては、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

議案第24号の短期滞在型施設の設置及び管理に関する条例につきましては、本町へ移住を検討される方への一時滞在等の利用施設の設置及び管理に関する必要な事項を定めるものでございます。

議案第25号の給水条例の一部を改正する条例につきましては、学校教育法の一部改正に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の資格要件に関する改正を行うものでございます。

議案第26号は平成30年度一般会計補正予算であり、歳入歳出それぞれ2,605万5,000円をそれぞれ増額をし、予算総額を97億255万3,000円とするものでございます。

主なものといたしましては、多子世帯在宅育児支援補助金や紀州材需要拡大事業補助金の増額、下里中学校駐輪場の災害復旧工事などの補正をお願いするものでございます。

議案第27号から議案第29号は国民健康保険事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、水道事業会計に係る平成30年度補正予算でございます。

議案第30号の製氷貯氷施設の指定管理者の指定について及び議案第31号の冷凍冷蔵施設の指定管理者の指定についてにつきましては、指定管理者の指定について議決をお願いするものでございます。

議案第32号から議案第33号につきましては、町道の路線変更と路線認定について議会の議決をお願いするものでございます。

議案第34号につきましては、監査委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

議案第35号につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

以上が本議会に提案いたしました35件の概要であります。その詳細につきましては担当課長から御説明申し上げますので、何とぞ御審議いただき御可決を賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

議員の皆様方の特段の御理解と御協力を重ねて御願い申し上げまして、諸報告及び議案の概要説明とさせていただきます。

○議長（中岩和子君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第13号 那智勝浦町分課設置条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第4、議案第13号那智勝浦町分課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第13号について御説明申し上げます。

〔議案第13号朗読〕

次のページをお願いいたします。

本条例につきましては、役場組織各課の分掌事務を定めるものでございますが、事務の確認調査、見直し作業を行う中でより大別して規定したほうがよいと判断したもの、また明文化すべきものと判断したのものについて改正をお願いするものでございます。

関係資料として新旧対照表を添付させていただいております。そちらをお願いいたします。

表の左側、改正後の欄をお願いいたします。第2条第3号住民課の部分でございます。区分エといたしまして後期高齢者医療保険に関することを追加するものでございます。

第4号福祉課の部分でございます。イといたしまして児童福祉に関すること、ウといたしまして高齢者福祉に関すること、エ、障害者福祉に関すること、そしてキといたしまして介護保険に関することを加えるものでございます。大変失礼いたしました。

説明は以上でございます。どうぞよろしく御願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第13号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第14号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第5、議案第14号職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第14号について御説明申し上げます。

〔議案第14号朗読〕

次のページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、事務の確認作業におきまして一部不備が判明いたしましたので、和歌山県の懲戒の手續及び効果に関する条例及び県内市町村の条例に倣い、文言の調整及び字句訂正等をお願いするものでございます。

関係資料として新旧対照表を添付させていただいております。そちらをお願いいたします。

表の左側が改正後、右側が改正前となっております。

第1条の見出しを目的から趣旨に改め、本町には関係しない地方公務員法第29条の第2項の部分を削ります。

第3条につきましては、これに対する勤務地手当の合計額という文言を削るものでございます。勤務地手当という手当が現存しない現状において、そごが生じることから削除をお願いするものでございます。

第5条につきましては、現在の規則委任の規定は町規則とは記載せず規則と記載いたしておりますので、改めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第14号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第6、議案第15号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第15号について御説明申し上げます。

〔議案第15号朗読〕

次のページをお願いいたします。

今回お願いしております条例の一部改正につきましては、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する人事院規則の改正に基づく改正に加え、これまで条例で規定されてございませんでした時間外勤務や休日の代休に関する規定を新たに定めるもの、そして字句等の見直しなどがございます。

関係資料といたしまして新旧対照表を添付させていただいております。そちらをごらん願います。

表の左側が改正後、右側が改正前となっております。

まず、目次でございますが、新たに32条の2という1条を加えるものでございます。

続きまして、第12条第6項でございますが、勤務を要しない日という字句を週休日という字句に改めるものでございます。給与条例内におきまして勤務を要しない日という字句と週休日という字句が混在しているため、これを見直し、一般職の勤務時間、休暇等に関する法律及び勤務時間、休暇等に関する条例の参考条例に合わせ、週休日という字句に統一するものでございます。

以下、第17条の2、第23条の7、第1項第1号、第29条の見出し並びに同条第1項及び第3

項、第29条の2の見出し並びに同条第29条の5第1項におきまして同様の改正でございますので、その部分の説明は省略させていただきます。

資料2ページをお願いいたします。

第17条第1項第1号でございますが、及び勤務を要しない日という字句を削除いたします。第2号の規定は略となっておりますが、前後に掲げる勤務以外100分の135となっております。第1号から削除することで勤務を要しない日を読みかえる週休日につきましては第2号の適用となるもので、週休日の時間外勤務に係る手当の加算割合を、現在の当町の運用及び国の基準に合わせ100分の125から100分の135にするものでございます。

資料3ページをお願いいたします。

第28条第1項でございますが、1週間の勤務時間につきまして38時間45分から44時間までから労働基準法どおりの38時間45分から40時間という文言に改めるものでございます。

続きまして、第28条の2でございますが、今回新たに追加するものでございます。時間外勤務命令の上限時間を1カ月について45時間かつ1年について360時間と設定する改正人事院規則の内容を踏まえ、これまで条例で規定されてございませんでした時間外勤務を規定するものでございます。

第28条の2第1項につきましては宿日直職員に関する規定でございますが、第2項はそれ以外の職員に関する規定でございます。

第3項につきましては、時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるなど、所要の措置を講じるために規則で定めることを規定したものでございます。

資料の4ページをお願いいたします。

第29条の2でございますが、週休日において特に勤務を命ずる必要がある場合に勤務日と週休日を変更することができる規定でございますが、現行の午前中の勤務時間が3時間30分であるため、週休日に振りかえができる勤務日の勤務時間のうち2分の1に相当する勤務時間として4時間を半日勤務時間に見直すものでございます。

資料の5ページをお願いいたします。

次に、第32条の2でございますが、これまで条例で規定されてございませんでした祝日法により休日または年末年始の休日の代休日を規定するものでございます。これは、休日の全勤務時間について特に勤務することを命じた場合に代休日を指定することができるというものでございます。

続きまして、第34条第2項でございますが、年次休暇に関する規定でございますが、主語を明確にするとともに字句の見直しを行うものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第15号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第16号 那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第7、議案第16号那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第16号について御説明申し上げます。

〔議案第16号朗読〕

次のページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、町営バス利用料金の見直し及び定期券発行の制度化などについて改正をお願いするものでございます。

関係資料を添付させていただいております。そちらをお願いいたします。

表の左側、改正後の欄をお願いいたします。第3条、運行日等、第4条、臨時運行、第5条、運行の制限、これら3つの条につきましては、今回の改正に当たり他の市町村、先進地等の条例に倣い新たに加えるものでございます。従前よりこの条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定め、実施してございますが、今回の改正に当たり明文化するものでございます。

第6条につきましては、第7条と第8条で回数券と定期券の利用料の規定を追加いたしますので、この条の規定を利用料という字句から普通利用料という字句に改めるものでございます。あわせて、今回この普通利用料につき値下げ改定をお願いいたしたく考えてございます。

新旧対照表4ページ目をごらんください。

4ページ目に4月から11月の色川線、そして6ページ目に12月から3月の色川線、8ページ目に太田線、10ページ目に下里線の普通利用料改定案をそれぞれ記載してございます。

改正前の料金表と比較しながらごらんください。A4判1枚では小さな文字となりますので

で、見開きページの上が改正後、下が改正前としてございます。

本町内において運行を継続していただいております民間事業者の路線バスとの競合区間に係る料金につきましては、民間事業者により貴重な生活交通を継続していくという観点から同一価格設定を継続させていただいた上で、色川線、太田線ともに起点から終点までの最大料金を現行の600円から350円に値下げさせていただいております。

また、下里線につきましても現行で最大200円となっているところを、下里出張所において太田線に乗り継ぎ、終点の那智駅に向かう際にかかる運賃が350円となるよう一律100円に改定させていただいたものでございます。

本改定による大幅な減収、財政面の圧迫も懸念され、試算させていただいたところ、色川線において約20%、太田線、下里線ともに約30%の減収見込みとなっておりますが、新規利用者を取り込むことができれば利用者増により調整が図られるものと考えてございます。

新旧対照表1 ページのほうへお戻り願います。

第7条につきましては回数券の規定を新たに設け、その利用料について定めるものでございます。回数券につきましては従前より別に定める規定により運用してございますが、今回の改正に合わせ条例化するものでございます。

資料の12ページをお願いいたします。

別表第5（第7条関係）として回数券の券種、運賃を表にしております。10回分の利用料をお支払いいただくことで11回分の回数券を発行させていただいております。基本的には1割引きの料金体系となっております。

恐れ入ります、資料の1 ページへお戻り願います。

一番下の第8条につきましては、定期券発行の制度化に伴う規定の追加となっております。今回の制度化につきましては、利用料金の見直しと同様、以前から一部利用者からの要望があったものでございます。これにより、通学や通勤での利用等、現在とは異なるニーズの利用者の獲得が期待できるものと考えており、利用促進の取り組みの一つとして実施させていただきたくお願いするものでございます。

現行の時刻表等を通学や通勤で利用しやすくなるよう見直し等が必要となってまいりますので、引き続き検討を続けてまいりたいというふうに考えてございます。

資料の12ページをお願いいたします。

下の段でございます。別表第6（第8条関係）として定期券の券種、期間、運賃を表にしております。普通定期券につきましては、1カ月については1日の片道利用料の往復30日分の3割引き、3カ月につきましては3割5分引き、6カ月につきましては4割引きの料金設定となっております。通学定期券につきましては、1カ月については1日の片道料金の往復30日分の4割引き、3カ月については4割5分引き、6カ月については5割引きの料金設定となっております。

続きまして、資料2 ページをお願いいたします。

第9条、第10条、第11条につきましても、今回の改正に当たり、他の市町村、先進地等の条

例に倣い明文化するものでございます。

第12条につきましては、今回の改正により条番号が変更となるため繰り下げたものとなります。

第13条は遵守事項、第14条は過料につきましても、現行条例に規定がなかったため明文化するものとなります。

なお、今回の改正による利用料金の見直し、定期券発行の制度化につきましては、本年2月14日に開催いたしました地域公共交通会議におきまして承認をいただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 資料の一番最後のところの別表第6ですか、第8条関係で通学定期券があるんですが、今年度どのぐらいの方が利用されるか予測がつけば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 資料12ページ、別表第6関係で通学定期券の関係の御質問でございます。

どれぐらいの人数ということでございますが、現状では今のところないものというふうに認識しております。ただ、せんだっての会議におきまして、地区代表の区長さん方から今後出てくるであろう学生さんのためにということで要望等はいただいております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 済みません、先ほど20%、30%ということを行いましたよね。現実、そんだけ町の負担がふえるということになるんですよね。金額で教えていただけたら。よろしくお願ひします。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 20%、30%の収入減ということになろうということでございますが、金額のほうでの算出は今算出してございません。ただ、減の分を利用者増で同程度の収入確保ということに努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 去年度の実績からで大体わからんかな。時間がかかるんやったら後でいい。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 今年度予算で309万2,000円を上げさせていただいております。単純に

その20%というふうに換算いたしまして61万8,000円、30%を換算いたしまして92万7,600円という数字になってまいります。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 済みません、文言の整理みたいな感じなんですけど、先ほどの説明で普通定期券の3カ月のところで35%引きって言われてたんですけど、この説明の中で見たら普通料金の額に60%を乗じた額から3割を引いた額がこの3カ月の場合、例えば70%ですね、その70%から5%を引いたということは35%引きじゃないんちゃうかな、この説明だったら、文言で。その辺。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 普通定期券につきましては、申しわけございません、私の発言のほうが悪っていたのかもしれませんが、1カ月につきましては、1日の片道普通料金の往復30日分の3割引、3カ月につきましては3割5分引き、6カ月につきましては4割引という規定になってございます。それから、通学定期券につきましては、1カ月につきましては1日の片道料金の往復30日分の4割引、3カ月につきましては4割5分引き、6カ月につきましては5割引の規定設定となっております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 例えば、この普通定期券の3カ月のところで文言に1カ月の普通定期券による運賃の額に3を乗じた額からそのもとの額から5%引かないと35%にならんのかな。だから、もともとその1カ月分で3割引いた額から5%引いても33.5%の減額だから33.5%の減額になるから文言を追加したほうがいいんと違うかなと思うんやけど。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 大変失礼いたしました。私自身が言葉の文言を言う際の誤りでございます。正確に、普通定期券3カ月につきましては33.5%でございます。それから、通学定期券につきましては3カ月につきましては43%でございます。

以上でございます。申しわけございません、訂正させていただきます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第16号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第17号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第8、議案第17号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 議案第17号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

今回の税条例の改正につきましては、入湯税に関する改正です。

改正の資料について、関係資料及び新旧対照表をお配りさせていただいております。説明はそちらの資料のほうでさせていただきますので、よろしくをお願いします。

関係資料をお願いします。

那智勝浦町税条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下、条文の改正内容を記載してございます。

1番目の枠内をお願いします。先に4行目、今回条文の追加として上げさせていただいております第142条第3号、第4号について御説明させていただきます。

第142条第3号、第4号は、本町においては自治省税務局長通達や自治省税務局市町村税課長からの通知等をもとに宿泊をしない料金の低く定められた入湯や修学旅行における入湯については課税を免除する運用を実施してきたところですが、課税免除は本来条例にて定めるべきものである中、今回これまでの内規による運用を改め、条例で定めることとするものです。

これにつきましては、昭和53年に自治省からの通達により、入湯税の性格に鑑み、その利用料金が一般の鉱泉浴場における通常の料金に比較して著しく低く定められているものにおける入湯や学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯は、その実態に応じ、適宜課税免除または不均一課税の措置を講ずることが適当であるとの考えが示され、また具体的な運用についても、その利用料金が一般の鉱泉浴場に比較して著しく低く定められているものであるか否かについてはおおむね1,000円程度を基準とすることが適当であるとの通知がございました。

本町においては、これらをもとに宿泊をしない料金が1,000円未満の入湯や修学旅行におけ

る入湯については課税を免除する運用を実施してきたところですが、今回これまでの内規による運用を改め、条例での明文化を行うものでございます。

なお、修学旅行という言葉に関しては法的な規定がなく、学校において修学旅行以外の活動が多く行われている現状から、学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）において実施する学校教育上の見地から行われる行事に参加する者と整備して定めるものでございます。学校教育上の見地から行われる行事とは、教師の引率のもと実施される学校教育の一環として行われた教育活動で、学校が編成した教育課程に基づく集団宿泊活動、修学旅行等の授業及び学校の教育計画に基づく部活動の大会等への参加、合宿等の課外指導をいい、かつ当該行事を実施する学校長からの入湯税課税免除申請書による申請があったものをいうものでございます。

次に、1行目からの第142条第5号について御説明させていただきます。

第142条第5号は、災害時の被災者への幅広い対応に加え、町内への誘客等により公益性を認めると町長が判断した場合には課税免除できるよう、文言をその他町長が特に認める者と整備するものです。

新旧対照表をごらんください。

これまでの条文では、災害による被災者が入湯する場合で町長が特に認める者としておりました。これにつきましては、平成23年の大水害に対応するため大水害後に制定されたもので、主に災害による被災者で県の支援策により鉱泉浴場が設置された宿泊施設に宿泊している方を対象とするものでございました。今回の改正におきましては、関係資料に記載させていただいておりますように被災者への幅広い対応として今後発生する可能性のある災害に備えまして、支援策での宿泊者に限ることなく災害による被災者の鉱泉浴場への入湯に対しまして、状況に応じて町長が特に認めた場合には入湯税を免除する対応ができるようにするものでございます。

それに加えて、関係資料に記載のとおり町内への誘客等により公益性を認めると町長が判断した場合について課税免除するものでございます。これにつきましては、先ほど御説明いたしました第142条第4号学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）において実施する学校教育上の見地から行われる行事に参加する者には該当しない者でそれに準ずると認められる方々が町内または県内の団体が主催する大会等に参加し、町内の鉱泉浴場施設に宿泊、入湯することがあった場合などを考慮いたしまして、町長が公益性があると認める場合には課税免除の対象とすることとするものでございます。

なお、いずれの場合におきましても詳細につきましては要項にて規定いたしまして、地方税法の免除規定にのっとりった範囲で適切に対応してまいります。

次に、第145条第3項の改正には、関係資料の2番目の枠内で入湯税の特別徴収の手続について前月分の申告及び納入期日は毎月10日までとされているところですが、特別徴収者の事務的負担軽減に配慮し、期日を15日までに延長するものです。

次に、第150条第2項及び第151条第1項は、3番目の枠内で入湯税の特別徴収義務者は毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない、その帳簿はその記載の日

から1年間これを保存しなければならないこととされていますが、地方税法において町の徴税吏員、こちらの関係資料のほうの町税吏員の町の字は徴収の徴の誤りでございます、申しわけございません、町の徴税吏員は入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には提示もしくは提出を求めることができますとなっています。今回の改正は、決算後、前年度の調査の必要が生じた場合等には前年度の年間を通した帳簿が必要となることから、その保存期間を1年間から2年間に延長するものです。

附則として、この条例は平成31年4月1日から施行するとしてございます。

今回の改正は、基本的には入湯税の徴収の実態と照らし合わせまして課税免除の対象の明文化、申告、納入期日、帳簿の保存期間の見直しを行うものでございます。改正内容に基づき、今後もより適正で統一性、公平性を持った入湯税の賦課徴収を遂行してまいりたい所存ですので、どうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第17号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開11時。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時42分 休憩

11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第18号 那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第9、議案第18号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 議案第18号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

今回の国民健康保険税条例の改正につきましては、和歌山県より国民健康保険法の規定により通知のあった平成31年度における国民健康保険事業費納付金等に基づき算定されました平成31年度における国民健康保険税率について必要な改正を行うもので、本改正条例中、前段部分で税率改正内容を記載しております。

また、あわせて第27条第1項第2号イ（ア）中、健康保険法、同号イ（イ）中、船員保険法、同号イ（ウ）中、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法、また附則第2項中、那智勝浦町国民健康保険税条例と、それぞれ参照する法律並びに条例に制定年及び号数が漏れておりましたので、それぞれ制定年及び号数を追加するものでございます。

以下、附則としまして第1項で施行期日を、第2項で適用区分を定めています。

資料といたしまして、新旧対照表及び関係資料を配付させていただいております。税率改正内容について、関係資料のほうで御説明させていただきますのでよろしくをお願いします。

関係資料をお願いいたします。

まず、A4サイズの1枚物、カラーの資料をお願いいたします。

この資料は、平成30年度に制度改正が行われ、都道府県が財政運営の責任主体となりました国民健康保険制度についてのお金の流れを図示したものでございます。資料に記載の図により御説明いたします。

上段が現在のお金の流れの図でございます。下段は平成30年度以降のお金の流れを図示したものとさせていただきます。平成29年度までは町国保特別会計に国保税や一般会計繰入金を受け入れ、また国庫支出金、県支出金、支払基金からの前期高齢者拠出金等につきましても受け入れた上で医療給付の支出を行っております。

一方で、下段の平成30年度以降は、国庫支出金、県支出金、支払基金からの拠出金等は和歌山県が設置する県国保会計で受け入れられることとなります。

また、一旦、町国保特別会計において受け入れました国保税一般会計繰入金につきましても、県国保会計へ納付金として納付します。医療給付の支払いは平成29年度までと同様に町国保特別会計から行いますが、医療給付に必要となる費用を全額県国保会計から町国保特別会計に受け入れるというお金の流れとなります。

一番下の表をお願いいたします。

資金面に関する平成29年度までの相違点について補足説明したものでございます。医療費の急増により財源不足となった場合、平成29年度までは不足分を一般会計より補填、赤字繰り

入れしておりますが、平成30年度以降は医療給付費全額が県より支払われる交付金により賄われるため、財源不足となることはございません。

また、国保税の収納不足により財源不足が生じた場合、平成29年度までは上の医療費と同様、一般会計繰入金で補填されておりますが、平成30年度以降は原則県が設置する財政安定化基金より借り入れすることとなります。この財政安定化基金からの借り入れを行った場合は借入年度の翌々年度から2カ年にわたり償還が必要となりますが、その償還財源を国保税に求めなければならず負担の先延ばしとなりますので、そのような事態は避けなければならないと考えております。

この資料中、中段より下に赤丸で囲まれた納付金でございますが、この納付金は毎年翌年度の金額が県より示され、これを確保するための税率設定が必要となるものでございます。

では、続きましてA4 2枚とじの資料をお願いいたします。

一番上の表でございます。国民健康保険事業費納付金、平均被保険者数見込み、1人当たり納付金を平成30年度、平成31年度で比較したものでございます。納付金総額は平成31年度5億9,980万9,255円、前年度比較で1,097万4,732円、1.86%の増加です。平均被保険者数は平成31年度4,833人で、前年度比較219人、4.33%の減となる見込みでございます。被保険者1人当たり納付金につきましては、平成31年度14万4,728円、前年度比較で1万789円、8.06%の増加となるものでございます。

現行税率を据え置いた場合、平成31年度の国民健康保険事業費納付金に必要となります財源が約2,000万円不足する見込みであるため、このたびやむなく税率改正を行うものでございます。

下の表をお願いいたします。

新税率案と現行税率の比較を行ってございます。国保税は、基礎課税分、後期高齢者支援分、介護納付金分の3項目に分けてそれぞれ税率が決められておりますが、これらを合算した表が一番上の表となります。

この表中、所得割、資産割、この2つが応能割と呼ばれるものでございます。そして、均等割、平等割、この2つが応益割と呼ばれるものでございます。現行税率では、この応能割と応益割の割合が4対6と応益割が高くなっておりますが、5対5を標準をされておりますので、このたびの改正におきましては応能割に当たる所得割及び資産割のみの改正を行い、応益割に当たる均等割、平等割につきましては据え置く改正となっております。

また、昨年1月に策定されました和歌山県国民健康保険運営方針におきまして資産割を今後廃止していく考え方が示されておりますので、資産割につきましては減額する改正となっております。

資料中、赤字で記載された数値がこのたびの改正に当たる新税率案となっております。合算の表をお願いいたします。

所得割、現行8.6%を9.9%に改め、資産割、現行50.5%を40%に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

現行税率を新税率とのモデルケース比較でございます。一番上、モデル1は4人世帯、所得250万円、固定資産税5万円の世帯でございます。このモデルでは、年額2万2,900円の増税となります。2番目の表も同じく4人世帯、所得200万円、固定資産税5万円の世帯でございます。このモデルでは、年額1万6,400万円の増税となります。3番目の表、70代夫婦、年金所得65万円、固定資産税5万円の世帯でございます。このモデルでは、年額1,900円の減税となります。4番目の表、同じく70代夫婦、年金所得30万円、固定資産税なしの世帯でございます。このモデルでは、税額に増減はございません。

このたびの改正におきましては応能割のみの改正となっておりますので、低所得の方に対する影響が出るものではございません。

一番下の表でございます。税率見直しによる影響世帯数試算でございます。1月現在の国保被保険者世帯3,532世帯で試算を行っております。増額となる世帯1,683世帯、47.65%、減額となる世帯876世帯、24.80%、増減のない世帯973世帯、27.55%と見込んでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 幾つかの質問をしたいと思いますが、1つは加入者の平均所得が一体幾らぐらいなのかということで、もし調べていたらお答えをしていただきたい。

それから、2つ目ですが、地方税法のほうでいう特別な事情というのがあるわけですが、課税額の減免をできる制度がその中にあると思うんですけども、本町のを調べてみましたらほかのところと違いまして、ほかの自治体であるところもないところもあるんですが特別の事由によりという項目があります、ところが本町の国保税条例にはそれがありませんが、そこらあたりはなぜなのかということが2点目。

それから、3つ目に資料に新税率案と現行の税率案の試算があるわけですが、これを見ますと応能割が59.1%、応益割が40.9%、こうなると思うんですが、先ほどの課長の説明では応益割のほうが高いという形で説明されたように思ったんですが、その点で現行から新税率案に下がりますとこの応能負担のほう、これが減るんですね、かなり。59.1%の分があったのが49.9%まで下がるということは、逆に言うと率で見ますと応益負担のほうが多くなるんじゃないかなと思うんですが、率で見ましたら、それが気になります。

私は、この税の負担というのは基本的には応能、消費税の問題なんかもそうですが、基本的には税の負担は応能負担を原則とすべきだと思うんですが、このうちの割合では結構応益負担が大きいというふうに思いますので、そこらはどう考えているのかというふうにお聞きをしたいと思います。

それから次に、税率が上がることで約半数の世帯に影響がかなり上がるわけです。そうしますと、ここで見ますと47.65%ですか、そうしますとほぼ半分の方がこれからずっと税率が上がったままで行くわけです。特にこの中ではうちは4方式でやっているわけです、最近3方

式でこの国保税の納入をお願いしているというところが多いわけですが、例えば資産割でいきますとどこともそうですが最近廃屋が多くなってきて、そういうふうにして高齢者がだんだんだんだん多い中で固定資産税は同じように払わなければならないということで、支払いの能力がだんだん落ちてきて大変にもかかわらず高齢であるほどそれは厳しくなっているわけですが、これですと、これは税務課のほうからいただいて調べてさせていただいたんですが、保険者別の保険料、これ収納率向上対策の状況で見ますと、被保険者の1人当たりの保険料調定額です、県下で27位という低いんです。しかし、収納率です、どんだけ回収できているかということですが、これも27位と低いんです。

といいますと、そういうことで考えてみますと、郡内を見てもうちが一番よくないんです、納入率のほうは、いわゆる収納率です、これのほうのうちが一番低いほうなんです、そうしますと結局この状況を見たら国保料を払いたくても払えない人が多いんじゃないかということが気になるんです。そうしますと、それにさらに税率を掛けていくと逆に言うと払えなくなる人がふえるんじゃないかということが心配されます。ほんで、そうなりますと今度、最後は出てくるのは何かというと強制的な取り立てと、こうなってくるわけです。そうしますと、老後を安心して生活するどころか逆に追い打ちをかけるということになりはしないかと。

そして最後にですが、どうしても上げなければならないという話でもありますが、私は前回、26年か27ですか、このときに税率が上げられて、ここでも質問したんですが、それを財政調整基金にあのときは黒字の分を1億5,000万円、財政調整基金に回しました。私、そのときに課長に言いましたよね、それを人に渡したら1人1万円ぐらいの還元ができるやないかと、何でせえへんのとこういう話をしたんですが、そのときに課長のほうは大体国保の分でいいますと1億5,000万円ぐらいのうちの5,000万円ぐらいが税率を上げたことによって浮いた金だと、こういう話だったんです。

だから、もし必要であれば、そういった今の厳しい状況の中ですから、少なくともそれを抑えるためにそういったところから、財政調整基金のほうから上げた分については補填をすることということも含めて検討すべきじゃないかなと思うんです。10月から消費税も上がってくるというわけですから、そういう点で町民は大変な生活を強いられることになるというふうに考えます。そこをどうお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） お答えいたします。

まず1点目、現在の国保加入者の平均所得ということでございます。平成30年6月1日現在の国保被保険者、課税時となりますが1人当たり57万4,458円、世帯当たりで申しますと91万1,143円となっております。

続きまして、応能、応益割合でございます。現状、平成30年4月1日現在の本町の応能、応益割合につきましては、応能割が39.09%、応益割が60.91%となっております。応益割が高いという状況となっております。今回の改正につきましては、応益割は据え置き、応能割のみの改正を行ってございますので、これを実施した場合の見込みとしましては、応能割が

41.69%、応益割が58.31%となる見込みでございます。

そして、今後ですが、応能、応益の標準的な賦課割合につきましてはこれは5対5とされております。本町としましても、国保制度を維持していく上で負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割とのバランスを保つことが被保険者全体で制度を守るという意味において重要と考えます。県内市町村の平均が応能52、応益48であること、このことなどから本町としましても標準的な賦課割合である5対5が理想であると考えておりますので、今後におきましてはそのような改正を行ってまいりたいというふうに考えております。

そして続きまして、減免規定でございます。減免規定につきましては、現在本町の国保税条例の中で規定されておりますのは主に災害等で生活困窮となった場合等を想定した減免規定が設けられております。その特別な事情の規定が条例上、規定されてございませんので、その分につきましては今後県内の各市町村等に調査をいたしまして、今後調査していきたいというふうに考えております。

それとあと、最後の法定外繰入金状況ということでございます。これにつきましては、平成27年度国民健康保険事業費特別会計において約3,000万円の黒字となっております。ただ、その前後の年度におきましては継続的にこれが赤字繰り入れということが続いている状況でございますので、この平成27年度の黒字をこれを国保税の税率の低減に充てるということは今のところではできないという状況でございます。

今後におきましては、国保税において剰余金が生じた場合にはこれを基金を新たに設けまして、こちらのほうで適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） ただ、先ほどの資料の中で見ましたら応益負担の金額が変わってないんです、前回と今回と。だから、そういう意味で言ったら確かに応益負担のほうの率は減らしておりますが金額が変わってないのでそこが気になります。

現実には、例えば年収300万円ぐらいで夫婦共働き、奥さんが例えばかけ持ちでトリプルのアルバイトをしているというようなところで多子世帯の場合、いわゆるこの均等割があるために、人头税みたいなものです、均等割というのが、ゼロ歳の子供がおっても全部税金がかかるわけですから、だからそういったところを一定の減免措置をすとかということも含めてこういう対応を考えていかないと、これ若い人たちにとっては大変です。

その方は、前にも私ここで一遍言ったことあると思うんですが、いわゆる財産の差し押さえが来たんです、こういった方です。払いたくても払えない状況が若い人たちの中にはあるということで、こういった均等割、言うたら人头税にかわるようなところはできるだけなくしていくということも、減免していくという措置も含めて検討してほしいなというふうに思うんです。

せやから、今後も課題としてはそこらはずいやってほしいんですが、1つ、ほかのところ私が調べてインターネットで取り寄せてみたんですが、結構いろんなところで減免措置とって

るんです。特別な事由というのには、例えば病気で仕事ができないとか倒産したとかというようなことも含まれて、この中に減免措置をするというようなことがあるんです。だから、そういったときにうちは完全にはないんです。

多分、そういったところはこの国保税の問題が一定こういった場で否決をされた、そしたらそのときに改善策を打っていかなくてはだめだというようなことで多分なされていったんだろと思いますが、うちはそういうことが今までないんだと思います。だから、改正もされてないしそういうところが見られていないというふうにも思うんですが、ぜひそういうことを先ほど課長のほうはほかのところも見て対応を考えていきたいという答弁もありましたが、ぜひその検討をお願いしたいというふうに思います。

そして、先ほどの中ではこの国保のほうも基金をつくっていきたいということで答弁をされましたけれども、私は今の生活の厳しい状況をきちんと町民の方にも訴えながら乗り越えていくためには一定のそういう取り崩しも含めて対応せないかんの違うかというふうに、今回特に思います。特に、状況というのは後の反対討論のところでも言いますが、今の国の経済情勢も今厳しいという状況が入ってきてますので、そういった中でこの国保税の値上げがさらに町民の生活に追い打ちをかけてくる、こういうことにならないために、そこらの基金の取り崩しで一般会計からの繰り入れをしていくということも含めて検討できないものなのかということで、再度お願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

原案に反対の討論でよろしいですね。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 今の質問でも言わせていただきましたが、実は国保は安くできるという取り組みで、今、全国的にも幾つかの自治体で取り組みが進められてきています。それは、先ほど言いましたように減免制度とかそういうことを入れながらいろんな取り組みをしていると、そんなに多い自治体ではないですけど、今のところで10ぐらいかな、そのぐらいのところまでできているわけですけども。

これに関して全国の知事会ですが、これはうちの機関紙の赤旗の日曜版に出されていたんですが国保は安くできるという記事と同時に、知事会として1兆円の公費投入で協会けんぽ並みの補償にという訴えがされていました。これは全国知事会の社会保障常任委員会の委員長をされていた栃木県の福田さんという知事さんですが、この方が紹介されて、その中で全国知事会

としては市町村の中に負担を押しつけられないと、できるだけ県のほうでカバーしていくということのなれ合いのもとに都道府県税をしていくんだという話が知事のほうからはされてきました。

そういったことを考えていきますと、それはなぜかといいますとほんまに小さな村のほうで結局その国保のために生活ができなくなるという、実際にそういう村も出てきているわけです。そういうことの中で、市町村を守っていくという立場から全国知事会のほうでは1兆円の公費投入で協会けんぽ並みの保障ができるということで訴えをされたわけですが、それで政府のほうにも訴えをされております。

それも紹介したいんですがと思って資料も用意してきましたんですが、時間の関係もありますので省略したいと思います。こういった働きかけを強くして、それまでは法定外繰り入れもしながらみんな頑張ってきているわけですから、生活の厳しい町民がこれからふえていくという状況の中で、さらにことしの10月からは消費税の10%が値上げされるということで大きな懸念があります。

先日、先ほども言いかけたんですがマスコミで報道されました、昨年末から毎月の勤労統計の問題が国会のほうでも大問題になっています。多くの判断の基礎となる統計が間違っていたということがわかってきて、そしてこれが言えば長期間にわたる好景気が続いているというようなことが言われてきたわけですが、こういったことも間違いではないかということも言われているわけです。

その上で、先日、ことし1月の景気動向指数が前月比2.7%低下ということで97.9%で3か月連続で悪化しているという内閣府の発表が出されました。昨年12月の足踏みをしているところから下方への局面変化を示しているという、こういう景気判断が出たわけですが、この意味はもう皆さんも御存じのように景気の山が以前にありましたよということで景気は落ちてきてますよということであらわしている内容になるわけです、だから下方に修正されて、それが私たちの生活に大きく影響するということが当然私たちがこれから懸念をしていかなければならないことじゃないかなと思います。

こういった町民にとって厳しい情勢の中で、税負担については慎重にしていかなければならないと思います。だから、こういうところで今値上げをするというのは町民の生活を苦しめていくということになりますので、町のほうで町長も言われている町民が安心して生活できるまちづくり、これをしていくためには慎重に対応しなければならないんじゃないかというふうに考えます。

よって、この国保税の条例案の改正には反対をしたいと思います。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第18号について原案のとおり可決することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第19号 那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第10、議案第19号那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第19号那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例は、児童福祉法に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

今回の改正は、国の基準である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本町におきましても放課後児童支援員の資格要件の拡大を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次のページに改正する条例を記載しています。

資料といたしまして、新旧対照表及び関係資料を添付しています。説明は関係資料でいたしますので、関係資料をお願いします。

那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

以下、条例の改正を記載しております。

資料中、線で囲んだ枠内のところがその上の改正内容を説明したものでございます。

第10条第3項では、放課後児童支援員の資格要件を定めています。学校教育法の一部改正により、大学制度の中に新たな高等教育機関として専門職大学が設けられたことに伴い、資格要件に専門職大学の前期課程の修了者を追加するものでございます。

附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第19号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第20号 那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第11、議案第20号那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第20号那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の健全な育成に資するため、児童福祉法第34条の8の規定に基づき、学童保育所を設置するものでございます。

次のページに改正する条例を記載しています。

〔議案第20号朗読〕

今回の改正は、現在の宇久井学童保育所しらぎくは定員26名で運営していますが、平成31年度の入所希望者が37名あり、定員を大きく上回ることから、宇久井地区にもう一カ所学童保育所を設置するため改正するものでございます。現在の宇久井学童保育所しらぎくを宇久井学童保育所①と改め、新しく設置する学童保育所を宇久井学童保育所②とし、設置場所を那智勝浦町大字宇久井277番地1とするものでございます。

学校からの距離を考慮しながら検討してまいりましたところ、宇久井区さん所有の民家を貸していただくことになりましたので、平成30年第3回定例会において補正予算を御可決いただき、開設に向けて修繕を行っています。定員につきましては25名を予定しております。

以上でございます。御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 済みません、これできたら1つの場所で運営したいというのがそもそも当たり前だと思うんですけど、これどうしても1つにできる広い場所とかそういうのなかったんですか。ほんで、この2カ所にもうせざるを得なかったということで、ほかに適切な40名ぐらい受け入れられる施設というのはなかったんですか。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 1カ所で運営できないかという御質問でございます。

学童保育所のほう、2カ所目を設置するに当たりましては1カ所ということも検討いたしました。なるべく学校から近いところで広い場所、指導員の関係もございまして検討いたしました。適切な場所がなく、このような状態で現在のところ開設していただきたいというふうを考えております。よろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

2番左近君。

○2番（左近 誠君） この新設するしらぎくです、呼び名なんですけど②と言ってましたね。呼び名、電話かかってきても②ですって言うんですか、そこのところを確認いたします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 呼び名の御質問でございます。

表記上、①、②というふうに表記させていただきましたが、今のところ宇久井学童保育所しらぎく第1、第2というふうに呼ぶときにはそのような形になるかと思っております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 複数の場所になりますと、指導員の配置は今どう考えているのかお聞きしたいんですが。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 宇久井学童保育所につきましては、現在指導員3名の体制で行っております。できましたら両方とも3名体制で行っていきたくと考えておりますが、とりあえず募集したところ4名の方については勤めていただけるのではないかとこのふうには考えております。4月からは2カ所、2名ずつで行い、募集しまして3名体制で行っていきけることになりましたら3名ずつで行っていきたくというふうには考えております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そしたら、とりあえずは2名でスタートと、そして行く行くは新たに募集をして3名、3名で行きたいということでもう一度確認させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） できましたら3名ずつで行っていきたくというふうには考えております。もし無理な場合でしたら、2名体制でもいたし方ないというふうには考えております。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第20号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第21号 那智勝浦町住宅資金貸付条例及び那智勝浦町宅地取得資金貸付条例を廃止する条例

○議長（中岩和子君） 日程第12、議案第21号那智勝浦町住宅資金貸付条例及び那智勝浦町宅地取得資金貸付条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第21号那智勝浦町住宅資金貸付条例及び那智勝浦町宅地取得資金貸付条例を廃止する条例について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町住宅資金貸付条例（昭和50年条例第4号）及び那智勝浦町宅地取得資金貸付条例（昭和52年条例第26号）は廃止する。

この条例は、同和対策事業の一環として住宅の新築及び改修に必要な資金及び個人住宅の建設に必要な土地を取得する資金の貸付業務を行い、住居環境の整備、改善を図ることを目的としたものでございます。現在、国の法律の失効に伴い貸付業務は終了し、国への償還業務のみを行っていましたが、償還が平成30年度をもって終了することから条例の廃止をお願いするものでございます。

附則といたしまして、第1項は施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

第2項は、廃止に伴う経過措置といたしまして、滞納者の償還については条例廃止後も効力を有することを限定するものでございます。

第3項は関係条例の改正を行うもので、特別会計条例の一部改正をお願いするものでござい

ます。第1条第2項中、住宅宅地資金貸付事業を削る。住宅宅地資金貸付事業特別会計の廃止をお願いするものでございます。

第4項は、第3項の経過措置を規定するもので、住宅宅地資金貸付事業特別会計を平成30年度出納閉鎖まで存続することを規定するものでございます。

資料といたしまして、特別会計条例の一部改正部分の新旧対照表を添付しております。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 今の説明ではまだ完全に終了という形でないように聞いたんですが、それで間違いなければ、完全に終了していたらこの事業のほうは削ってもいいと思うんですが、そのあたりもし幾つか残っているのであれば、先ほどの説明では順次引き続き行っていきたいという説明であったように思うんですが、その場合だったらどこでの会計報告になるのかなということがわかりませんので教えていただければと思います。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） この事業につきまして、完全に終了していないのではないかと御質問でございます。

貸付業務につきましては、法の失効に伴いそちらのほうは終了しておりますが、借入者からの返済のほうはまだ残っているような状況になっております。そちらのほうも全て終了予定でございますが、まだおこなっている方がございまして、その方についての規定のほうを附則のほうで定めております。

附則第2条第2項、廃止に伴う経過措置のほうで、この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の那智勝浦町住宅宅地資金貸付条例及び那智勝浦町宅地取得資金貸付条例の規定に基づく住宅資金及び宅地取得資金の貸付金の返済の債務を有する者に係る償還等についての規定はなおその効力を有するというので、貸付者に対します償還については今までどおり返していただくという規定をここに設けております。

済みません、追加で説明させていただきます。

償還につきましては、こちらのほうの特別会計のほうは廃止いたしますので一般会計のほうで受け入れるような形を予定しております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第21号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第22号 那智勝浦町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第13、議案第22号那智勝浦町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第22号那智勝浦町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例は、介護保険法に基づき、指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定めるものでございます。今回の改正は、介護保険法施行規則の一部改正により地域密着型サービス事業の指定申請者の資格要件が一部緩和されたことを受け、本町におきましても資格要件の見直しを行うものでございます。

次のページに改正する条例を記載しています。

資料といたしまして、新旧対照表及び関係資料を添付しています。説明は関係資料でいたしますので、関係資料をお願いいたします。

那智勝浦町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成24年条例第25号）の一部を次のように改正する。

以下、条例の改正を記載しています。

資料中、線で囲んだ枠内のところがその上の改正内容を説明したものでございます。

第3条は、指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格を定めているものでございます。

指定地域密着型サービス事業の申請者の資格は法人でなければならないと規定されていましたが、看護小規模多機能型居宅介護に限っては病床を有する診療所を開設している者についても申請することが可能とされましたので、申請者の中に加えるものでございます。

改正に伴い、第3条を指定地域密着型サービス事業の申請者の資格を定めるものとしています。

第4条は、第3条を指定地域密着型サービス事業の申請者の資格を定めるものとしたことから、指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格を定めるものとする規定の整備でございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 済みません、これは4月、公布の日から施行するとのことですが、看護小規模多機能型居宅介護ですか、本町でそういうことが実態として今後幾つか出てくるだろうかというようなことは把握をされているのでしょうか。もしあれば、今のところ何件ぐらいかということわかれば教えていただきたいというように思います。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 看護小規模多機能型居宅介護についての御質問でございます。

本町のところにこのような施設は今のところございません。また、必要かとは思いますが、できるという予定のほうも聞いておりません。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第22号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時57分 休憩

13時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第23号 那智勝浦町冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例

○議長（中岩和子君） 日程第14、議案第23号那智勝浦町冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） 議案第23号について御説明いたします。

[議案第23号朗読]

次のページをお願いいたします。

第1条には、地方自治法に基づき、那智勝浦町冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるとしてございます。

第2条は、本町の主幹産業である水産業の安定及び地域の活性化に寄与するため、施設を設置するとしております。

第3条は、名称及び位置を記載してございます。

第4条は、施設の行う事業について記載してございます。凍結保管に関する事業、餌料販売に関する事業、そして水産振興のため町長が必要と認める事業としてございます。

第5条には、指定管理による管理を定め、町長は施設の管理を指定管理者に行わせることができるとしてございます。

次のページをお願いいたします。

第6条には、指定管理者が行う業務について定めてございます。凍結保管に関する業務、餌料販売に関する業務、施設の維持管理に関する業務、そして第4条に規定する業務としてございます。

第7条は、指定管理者が行う管理の基準として、条例、規則、その他町長の定めるところに従い管理を行うこととしてございます。

第8条は、料金について定めております。凍結保管料金は別表に定める金額とし、2項ではこの金額に消費税及び地方消費税を合算した額としてございます。そして、3項では指定管理にした場合の料金について別表の範囲内において町長の承認を得て定めることができるとし、この料金を指定管理者の収入として収受させるとしてございます。

最後のページの別表をごらんください。

区分凍結、単位1キロ、価格10円から、一番下段の出入庫料金（マイナス60度まで）のそれぞれの金額につきましては、現状の料金体系と同じ料金設定でございます。

条文に戻っていただきまして、第9条には使用の停止について記載してございます。災害等のやむを得ない事由のほか、第2項第1号の施設の損傷、滅失のおそれがあるとき、第2号のその他管理上支障があると認めるときは施設の使用を停止することができるとしてござい

す。

また、第3項には施設の管理上、利用者に対して必要な条件をつけることができるとしております。

第10条は、料金の減免でございます。町長は、必要と認めたときは料金の全部または一部を減免することができるとしてございます。

第11条は、損害賠償義務について記載しております。使用者がその責めに帰すべき理由により施設等を損傷、滅失したときは損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでないとしております。

第12条には、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めることとしてございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行いたします。

附則の2には、指定管理者の指定については、この条例の施行前であっても指定管理者の指定の手續に関する条例により行うことができるとしてございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 済みません、この価格設定なんですけど、今の現状ということなんですけど、現状というの、近隣、和歌山県内に民間も含めてこんな冷蔵庫保管業者というのはあると思うんです。これに似た変わりのない金額なんですか。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えします。

近隣の施設ということでございます。近隣の施設でいいますと、串本さん、あるいは海南のほうにもございます。串本さんのほうは餌の凍結がほとんどということで聞いてございますけども、その辺の料金の設定等は余り考えてございません。現状の勝浦市場として現状の料金でやっていけているということで、この価格をもとに同じ料金ということで設定させていただいてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） その現状というのはわかるんですけど、その現状自体がほかの施設、民間のところも僕ら冷蔵庫つくる前に行ったときあったんですけど、そのときこのキロ単価というのを聞かなんなんですけど、今までの現状自体、那智勝浦町のあれが物すごい安かったのか、それとも全国平均というか平均なのかというのも知識的に知らんもんですから。安かったなら、上げれるものなら上げれるやろうし、その平均単価というのはこんなもんですか。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えします。

済みません、平均単価というのは把握してございませんで、料金なんですけども、国庫補助金をいただいている事業でございまして、余りに収益が出たりした場合に漁業者の所得の向上ということもございませんで料金を下げていくというようなことを考えてございませんで。

現状、以前の冷蔵施設等々で経費のほうがかかなり要ってきて、一度料金のほうを設定し直したことがございませんで。そういった経緯も踏まえて、今後は収益のほうが上がってくるようであれば、下げる方向も考えていきたいとございませんで。

以上です。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 利益が上がったときは安心なんですけど、利益が上がらなかったときのことを心配してらんです。だから、現状が非常に安いんであれば上げれることもできるやろうし、幾ら補助金といたって赤字運営せえとは言いませんでしょう。だから、この現状の単価というのが適正なのかという、全国平均なのかという、まるっきりど素人ですから、僕ら、この単価というのはわかりませんでから。今までのやつがよかったのか、当然この金額を決めたときにそういうことも含めて考えて出されたと思うんですけど。ついでに、現状の価格、ほかを調べて現状、今までこれでやりやったからぼんと出したんですか。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えします。

議員おっしゃいますとおり、以前三セクをつくったときに餌料の冷凍であるとか保管料であるとかそんなのを研究して設定いたしておるところでございませんですけど、今現状での料金と同じ料金を設定して、先ほども言いましたように赤字になってきたときは当然上げやなあかんですけども、現状を考えたときに新しく冷蔵施設をしたときに経費のほうがかかなり下がりますので、赤字にはませないかと考えてございませんで。

そして、先ほど言いましたとおり国庫補助金、よほどのことがない限り上げるとするのは非常に困難なこととございませんで、現状で収益が上がって赤字になることは考えられないので、下げる方向だけを考えておるところでございませんで。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第23号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第24号 那智勝浦町短期滞在型施設の設置及び管理に関する条例

○議長（中岩和子君） 日程第15、議案第24号那智勝浦町短期滞在型施設の設置及び管理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 議案第24号について御説明申し上げます。

〔議案第24号朗読〕

次のページをお願いいたします。

第1条では、短期滞在型施設の設置及び管理について必要な事項を定めるとしております。

第2条では、名称、位置及び内容を定めております。

第3条では、施設の利用目的を定めております。

第4条では、利用許可に関する事項を定めております。

第5条では、利用期間を1カ月以内としております。

第6条では、利用料について定めております。別表に基づいて算定した額、上限2万円に100分の108を乗じて得た額としております。

1枚めくっていただきまして、別表をごらんください。

別表ですけれども、記載は1泊当たりの金額でございます。まず、宿泊される方が1人目は1,500円、2人目以降は1人につき1,000円を加算することとしております。なお、小学校就学以前のお子様につきましては無料としております。

それでは、また1枚戻っていただきまして、第7条をお願いいたします。

第7条、町長は利用料の減免について定めております。

第8条では、利用制限として利用の拒否や退去を求める要件について定めております。

次のページをお願いします。

第9条では、利用者が負うべき損害賠償について定めております。

第10条では、事故免責として施設に瑕疵がない場合には、施設内及びその周辺で発生した事故について町はその責任を負わないものと定めております。

第11条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が定めるとしております。

本条例につきましては、新たに短期滞在型施設を設置いたしたく制定をお願いするものでございます。短期滞在型施設は、現在では全国的に多くの市町村におきまして同様の施設が整備されており、移住を検討されている方に実際に本町での生活を体験していただくため、本町に

おきましても設置したいと考えております。

本町にはホテルや旅館など多くの宿泊施設がございますが、一定の期間を低料金で滞在できることと自宅のような環境で生活していただけることなど、移住を検討される方に移住先としてアピールするためにもぜひとも整備をいたしたいと考えてございます。

なお、利用料金や利用期間を初めといたしまして定めております内容につきましては、他の市町村を参考として定めております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 1点だけ確認させてもらいます。

この住宅は、以前の医師住宅の跡だと思んですけども、近隣の住民の方々は医師住宅で医者さんがおるといことで安心だと思います。こういった短期滞在型の住居にするということに対して、近隣の方々の理解は得ておるんですか。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えします。

近隣住民の方々の同意ということでございますけども、現在のところ実際にお話しさせていただくのはこれからでございます。大まかな趣旨につきましては区長さんのほうにはお話しさせていただいているところでございます。

また、近隣住民の方々には迷惑がからないような形で、実際移住体験される方については誓約書というわけじゃないですけども、利用申し込みのときにこういった条例で規定しております内容を踏まえて同意した上で貸し出しするような形をとりたいと考えておりますので、また話し合いについては今後、やっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 2点ほど質問します。

この住宅なんですが、布団のような宿泊するための寝具ですとか簡単な家具、テーブルのようなものですとか調理器具もついていて、それも使えるのかどうかということと、それとこれ料金なんですが、1泊幾らですとか1カ月幾らというのがあるんですが、これ思い切って無賃にするという考えはなかったのかということです。

今さっき課長が全国で同じようなことをやっていて、それで本町もアピールするということなんですが、全く新しく籠ふるさと塾のようにそういう施設としてつくるのであればですけども、既にある施設ということなので数千万円かけて建てるわけじゃないので、リニューアルということで少しお金はかけるんですが、うちの町のアピールということではもう思い切って無賃にするということで広くそういう移住を希望する人の目にとまるようにということもやっ

たらいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えします。

まず、1点目の住宅等に付随する布団であるとか家具であるとか調理器具についてでございますけども、基本的に使えるものについては使いたいと考えております。この後、また新年度予算のほうで足りていないものについては購入していきたいと考えております。基本は使えるものは使っていくという考えでおります。

もう一点の利用料につきましては、近隣自治体でも大体1,500円程度を取られていることもありまして、また決して宿泊費という名目ではございませんけども利用料、必要経費というんですか、電気代、水道代もかかっておりますので、その分についてはいただけないのかなというところを考えております。

議員御提案の利用料の無賃化というのは非常に移住を進めていく上でもPRになるポイントかなと思っていますので、その点につきましてはまた実際に進めながらやってみて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 料金について考えていただけるということなんで、もう一度要望なんですけど、例えば色川の事例を紹介したいんですけど、色川地区も今Iターンということで今はもうかなり順調に推移してきているんですけど、当初は色川の地域の方がどうしても人をふやしたいということで籠のふるさと塾ができる前は民家ですとか御自宅の離れ等は無賃、それこそお金を取らずに宿泊、見学のときには宿泊をさせていただいて、なおかつ食事まで提供させていただいてというそういうすごい努力をしてあそこまでいっているんです。私も実は3日も4日もその滞在、準備要りますね、移住のときにどうしても、そのときに泊めていただいて、先輩のIターンの家に4日ほど泊めていただいたということなんで。

全国の地方の自治体が人をふやしたいということでやられている中で、少々のことではなかなか目にとまらないので思い切ったことをやって那智勝浦町の本気度というんですか、あそこは本当に人をふやしたいと思っているというふうに思ってもらうには、そういう無賃にするとかいろんなWi-Fi等も今後ここに据けると思うんですけど、そういうのでそれやったら行ってみようかと思わせるようにぜひやっていただきたいということで、再度お願いしておきます。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 議員御提案のとおり、前向きに検討したいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 1点、お願いします。

移住希望者の入り口を広げる施策としていいことだと思います。この施設を利用した方が永住したいと思ったときに、そういう方のフォローをするような受け皿の部分というのは町としてどんなふうに検討されているか御答弁をお願いします。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えします。

受け皿の検討についてでございますけれども、現在、移住施策という形で色川地区が協議会を持っております。これを全町的に広げるために町としての協議会を持っていきたいと考えております。あと、町の協議会が大きな一番上になりまして、その下に6つの地区ごとに新たに協議会を立ち上げられないのかなということで、今考えているところでございます。

当然、町でやるというよりは地域の方も一緒になってやっていただかないとこの移住施策というのは進んでいかないのかなと思いますので、各地区ごとの協議会の設置に向けて頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 町内の空き家対策の利活用等の方面も絡めて、もし検討いただけたらと思います。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第24号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第25号 那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第16、議案第25号那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第25号那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

〔議案第25号朗読〕

今回の改正につきましては、学校教育法の一部改正により大学制度の中に新たな高等教育機関として専門職大学が設けられたことに伴い、資格要件に専門職大学の前期課程の修了者を追加するものです。

新旧対照表を配付させていただいておりますので、新旧対照表により御説明申し上げます。

第5条第1項第3号中、短期大学の次に（同法による専門職大学の前期課程を含む）を、した後の次に（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）を加え、同項第6号中、よるを基づくに改め、同項第8号中、または水道環境を削る。

第6条第1項第2号中、した後の次に（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）を、次のページをお願いします、同項第3号に規定する学校を卒業した者の次に（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）を加え、同項第4号中、卒業したの次に（当該科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という）を修了した場合を含む）を、同項第3号に規定する学校の卒業者の次に（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ）を加える。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第25号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第26号 平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）

○議長（中岩和子君） 日程第17、議案第26号平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第26号平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,605万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億255万3,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の規定となっております。

第3条では、地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款10地方交付税から3ページの款21町債まで、歳入合計で補正前の額96億7,649万8,000円に、補正額で2,605万5,000円を追加し、計で97億255万3,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費から款12諸支出金まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。

歳出予算の経費のうち、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない見込みであるものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。

款2総務費の書庫兼防災倉庫新築事業から款10災害復旧費の下里中学校駐輪場災害復旧事業まで13件の事業で合計金額1億9,299万2,000円を翌年度に繰り越し、平成31年度において実施するものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。

起債の目的欄、現年補助災害復旧事業について限度額を補正し、補正前の限度額の計12億6,810万4,000円から60万円を増額し、補正後の限度額の計を12億6,870万4,000円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の9ページの歳出について、それぞれ2,605万5,000円の増額をお願いしてございます。

9ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金1,075万1,000円、地方債60万円、その他12万9,000円、一般財源は1,457万5,000円となっております。

10ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

総務課の関係でございます。

款10地方交付税、目1地方交付税、補正額は743万8,000円の追加で、計で30億3,819万1,000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

款16財産収入、目2利子及び配当金につきましては、災害復興寄附基金の利子でございます。

13ページをお願いいたします。

款17寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節3災害復興基金寄附金12万5,000円の増額につきましては、寄附金の実績見込みによるものでございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては3,000万円、目2減債基金繰入金につきましても3,000万円をそれぞれ戻し入れしてございます。

款19繰越金、目1繰越金につきましては、平成29年度からの繰越金6,646万7,000円を計上させていただきます。

14ページをお願いいたします。

款21町債でございます。目8災害復旧債、節4の現年補助災害復旧事業債で60万円の増額補正で、説明欄記載の災害復旧事業の財源としてお願いするものでございます。

15ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費で節13委託料170万円の増額につきましては、旧法務局跡に建設しております書庫兼防災倉庫の新築事業に係る近隣家屋への工事への影響調査の委託費用の増額補正をお願いするものでございます。

18ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目8災害復興基金費12万9,000円の増額は、説明欄記載のとおり受け入れしました寄附金及び利息を基金に積み立てるものでございます。

19ページには、補正予算、給与費明細書をつけさせていただいております。説明は省略させていただきます。

総務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 住民課の関係について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節区分6保険基盤安定負担金44万1,000円は、説明欄に記載の国民健康保険基盤安定制度負担金で、金額の確定に伴う補正でございます。

次のページをお願いいたします。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節区分6保険基盤安定負担金689万6,000円は、説明欄に記載の国民健康保険基盤安定制度負担金で、先ほどの国庫負担金同様、金額の確定に伴う補正でございます。

15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、補正額978万3,000円は、説明欄に記載の国民健康保険事業費特別会計繰出金で、歳入で御説明させていただきました国、県の基盤安定制度負担金の確定に伴い、町負担分244万6,000円を合わせて国民健康保険事業費特別会計へ繰り出すものでございます。

16ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2清掃費、目1塵芥処理費、補正額186万3,000円は、節区分7賃金で計量事務臨時職員1名が昨年12月末をもって退職され、退職報償金の支払いが必要となったため、補正をお願いするものでございます。

住民課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節区分3障害児通所給付費国庫負担金44万7,000円の増額につきましては、説明欄記載のとおり障害児通所給付費国庫負担金の過年度分の額の確定に伴う追加交付によるものでございます。

次のページをお願いします。

下段、款15県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節区分3障害児通所給付費負担金22万3,000円の増額につきましては、国費に連動する過年度分の額の確定に伴う追加交付によるものでございます。

12ページをお願いします。

中ほどの款15県支出金、項3委託金、目2民生費委託金、節区分1多子世帯在宅育児支援事業委託金103万4,000円につきましては和歌山県の平成30年度からの新施策で、多子世帯への経済的支援としてゼロ歳児を在宅で育てる世帯への支援事業に係る県からの委託金でござい

す。当初の見込み人数より対象者が多いことにより増額となるものでございます。

15ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、中ほどの目3老人福祉費、節区分28繰出金11万7,000円の減額につきましては、介護保険事業費特別会計への繰出金でございます。詳細につきましては、後ほど介護保険事業特別会計で御説明させていただきます。

目7障害者福祉費、節区分13委託料162万4,000円の増額につきましては、説明欄記載の移動支援事業委託及び日中一時支援事業委託に係るもので、利用実績見込みにより増額をお願いするものでございます。節区分23償還金、利子及び割引料403万9,000円の増額につきましては、平成29年度分の自立支援給付費、地域生活支援事業費、障害者医療費に係る額の確定に伴うものでございます。国庫支出金返納金261万8,000円、県支出金返納金142万1,000円をお願いするものでございます。

16ページをお願いします。

上の段、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節区分20扶助費177万円の増額につきましては、多子世帯在宅育児支援補助金として和歌山県が平成30年度から開始しました県からの委託事業で、在宅で第3子以降のゼロ歳児を育てる世帯または第2子を育てる年収360万円未満程度の世帯に最大で15万円を支給する事業に町からの給付として15万円を上乗せして、合計30万円を給付するものでございます。対象見込み人数の増加により18名、59カ月分の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） 農林水産課の関係について御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節6野菜花き産地総合支援事業費補助金の107万3,000円につきましては、国10分の3、県3分の1の補助金を受け入れるものでございます。

16ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金、補助及び交付金の野菜花き産地総合支援事業補助金107万3,000円につきましては、平成30年台風24号で被害を受けました太田地内のイチゴ栽培用パイプハウスの復旧事業費183万600円に対して補助を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

項2林業費、目2林業振興費、節19負担金、補助及び交付金の120万円につきましては、紀州材を使用した木造住宅に対する補助金で、1棟当たりの限度額が40万円となっております。

当初予算で10件分の予算を措置しておりましたが、今年度申請件数が13件となりましたので、3件分120万円の補正をお願いするものでございます。

農林水産課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費83万円の増額補正をお願いするものです。この増額につきましては、平成30年第3回定例会で御可決いただいた勝浦ビン玉文化再興事業に係る費用でございます。内訳についてでございますが、節11需用費73万円につきましては、ビン玉モニュメントのデザインを町内の各種団体の方々から選考していただいたことにより、当初の想定よりもデザインが大幅に変更となり、それに伴いましてビン玉とライトアップ用のライトが大幅に必要となりましたので増額をお願いするものでございます。節13委託料10万円につきましては、モニュメントデザイン及び設置に係る業務量の増加などに伴う委託料の増額をお願いするものでございます。

17ページをお願いいたします。

款6商工費、項2観光費、目1観光総務費20万円につきましては、昨年9月までの職員減員による超過勤務が生じたための補正をお願いするものでございます。

観光企画課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

11ページをお願いします。

歳入です。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目7災害復旧費国庫補助金、節2文教施設災害復旧費補助金130万7,000円は、説明欄記載の下里中学校駐輪場災害復旧事業に係る補助率3分の2の補助金です。

17ページをお願いします。

歳出です。

款10災害復旧費、項3文教施設災害復旧費、目1公立学校施設災害復旧費、節11需用費1万9,000円は、事務費となっています。節15工事請負費194万2,000円は、駐輪場を復旧するための工事です。

お手元にお配りしております議案第26号平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算教育委員会資料をごらんください。

こちら位置図になっておりまして、運動場の北側に被災箇所の駐輪場がございます。下が被害を受けた駐輪場の現在の様子でございます。

昨年9月30日の台風24号の強風により、下里中学校運動場北側に位置しておりました駐輪場

が南からの風に耐え切れず破損、屋根が飛びました。また、屋根だけでなく土台も被害を受けており、支柱も含め駐輪場全体を復旧するものです。その復旧に当たりましては、先月、文部科学省の災害査定を受け、補助を受けることとなっております。

なお、飛んだ屋根が学校に隣接する民家の屋根や壁、自動車などを破損させてしまいました。このことについては、弁護士と相談しているところでございます。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 15ページの歳出の財産管理費の家屋調査委託の増額、これ予算では210万円ってついてあったの、これ170万円、かなり金額の割合でいうたら半分ぐらい増額せなあかんもんなんか、この内容は何でせなあかんのかというようなことを1点と、2点目は17ページの駐輪場の件ですけど、これ解体費も込みでこの値段でいけているのか、解体処理費というんですか、下はコンクリートになってあるもんね、その辺をお願いします。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

15ページ、歳出に係ります財産管理費の中の委託料、家屋調査委託についての御質問でございます。この中で当初見込み210万円という見込みで数字を出しておりました。件数につきましては7件分ということで、まず大きな要因といたしましては開始前の調査、それから完成後の調査というふうな2回の調査ということでもくろんでおりましたが、実際、解体後の調査ということで間にもう一度入るということで、その分を失念していたことが大きな要因となっております。

あと、家屋につきましても倉庫、社というんでしょうか、そのような点もふえてきましたところで、そんな点で今回170万円という金額の増額をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 駐輪場の関係でございます。

今、議員申されましたように、現在の支柱等を撤去いたしまして、新たに支柱を建て直す工事費用も含まれております。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 多分、隣の神社のことやと思うんですけど、やっぱりそれは新たに3回するのにどのくらい費用かかったのかな。わかります。170万円の内訳で3回検査せなあかんということで1回分ふえたからということで増額されてあるんですけど、それに家屋じゃなしに神社の社ですか、あのことを言われてあるのかな、それではどれくらいかかってあるのかかわかったら。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 申しわけございません。その辺の詳細が、計上しております170万円の積み上げの部分でございますが、その辺、手元で把握してございません。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第26号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第27号 平成30年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算  
(第3号)

○議長（中岩和子君） 日程第18、議案第27号平成30年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 議案第27号平成30年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,042万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,204万7,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、歳出においては一般被保険者、退職被保険者等の療養給付費などの費用のそれぞれの実績見込みによる補正と、また歳入においては費用の見込みに伴う保険給付費交付金の補正及び実績見込みによります保険基盤安定繰入金金の補正を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款4の県支出金と款6の繰入金で、歳入合計、補正前の額25億1,162万1,000円に、補正額で3,042万6,000円を追加し、計で25億4,204万7,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2の保険給付費と款7の諸支出金で、歳出合計、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入及び5ページの歳出それぞれ補正額は3,042万6,000円の増額でございます。

5ページの歳出の補正額の財源内訳は、歳出合計で国県支出金が2,064万3,000円、一般財源978万3,000円となっております。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費交付金、補正額2,064万3,000円の増額は、保険給付に必要となる費用を全額県から受け入れるもので、歳出の保険給付費の補正に伴い補正するものでございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節区分1保険基盤安定繰入金978万3,000円は、備考欄記載の国庫負担分から町負担分まで実績見込みによるものでございます。

7ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費から目5審査手数料までそれぞれ保険者負担分の実績見込みによるもので、補正額の計は2,487万2,000円でございます。平成30年度の医療費の見込み件数は8万5,483件程度で前年並みの見込みでございます。また、費用額の見込みは21億139万円程度で、こちらも前年並みとなる見込みでございます。

続きまして、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、補正額547万3,000円は、保険者負担分の実績見込みによるものでございます。

8ページをお願いいたします。

項3出産育児諸費、目1出産育児一時金、補正額89万円の増額につきましては、実績見込みによるものでございます。

目2支払手数料につきましては、財源内訳の変更でございます。

項4葬祭諸費、目1葬祭費につきましては、財源内訳の変更でございます。

款7諸支出金、項2諸費、目1国県支出金返納金、補正額80万9,000円の減額につきましては、療養給付費等負担金の精算額の確定に伴う減額の補正でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第27号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第28号 平成30年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）

○議長（中岩和子君） 日程第19、議案第28号平成30年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第28号について御説明申し上げます。

議案第28号平成30年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ667万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,057万円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款3国庫支出金、款4支払基金交付金、款5県支出金、款7繰入金の補正で、歳入合計、補正前の額21億3,390万円に補正額667万円を増額し、計21億4,057万円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款2保険給付費、款3地域支援事業費の補正で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入合計、5ページの歳出合計、同額でございます。

次の5ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金が498万7,000円、その他180万円の増額、一般財源が11万7,000円の減額となっております。

6ページお願いいたします。

歳入でございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節区分1介護給付費負担金、補正額3万4,000円の増額につきましては、給付費実績見込みに伴う負担金の増額によるものでございます。

項2国庫補助金、目1調整交付金、節区分1調整交付金、補正額33万8,000円、目2地域支援事業交付金、節区分1地域支援事業介護予防交付金、補正額130万円の増額につきましても、給付費実績見込みに伴う負担金の増額によるものでございます。

目4保険者機能強化推進交付金、節区分1保険者機能強化推進交付金、補正額248万2,000円につきましても、介護保険法の改正により市町村による高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを支援することを目的として創設されたものでございます。平成30年度より保険者の取り組み状況によって交付されるものでございます。額の確定額によって補正をお願いいたします。

次のページをお願いします。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節区分1介護給付費交付金、補正額180万円の増額につきましては、給付額実績見込みに伴う負担金の増額によるものでございます。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、節区分1介護給付費負担金、補正額21万円及び下の段、項2県補助金、目1地域支援事業交付金、節区分1地域支援事業介護予防交付金、補正額81万2,000円の増額につきましても、給付費実績見込みに伴う負担金の増額によるものです。

8ページをお願いいたします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節区分1介護給付費繰入金、補正額11万7,000円の減額につきましては、給付費等の実績見込みに伴う町負担分である一般会計からの繰入額は増額でございますが、保険者機能強化推進交付金の交付により減額となるものでございます。

3、歳出でございます。

款2保険給付費、項1保険給付費、目1居宅介護サービス給付費、節区分19負担金、補助及び交付金、補正額17万円につきましては、説明欄記載の特定入所者支援サービス費実績見込みにより増額するものでございます。

款3地域支援事業費、項2介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防生活支援サービス事業費、節区分19負担金、補助及び交付金、補正額640万円につきましても、説明欄記載の訪問型サービス費及び通所型サービス費の実績見込みにより増額するものでございます。

目2 審査支払手数料、節区分13委託料、補正額10万円につきましては、説明欄記載の日常生活支援総合事業サービス費に係るレセプト審査の国保連合会への委託に係る経費であり、実績見込みにより増額するものでございます。

10ページをお願いします。

款3 地域支援事業費、項3 包括的支援等事業費、目1 包括的支援等事業費につきましては、保険者機能強化推進交付金の交付により財源を変更するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第28号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開15時です。

なお、休憩中に東日本大震災から8年を迎えるに当たり、午後2時46分にサイレンが鳴ります。そのため、犠牲になられた方の御冥福をお祈りするために各自黙祷をお願いいたします。

休憩中です。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時36分 休憩

15時01分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第29号 平成30年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（中岩和子君） 日程第20、議案第29号平成30年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第29号平成30年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明させていただきます。

〔議案第29号朗読〕

2ページをお願いします。

予算に関する説明書、実施計画書でございます。内容につきましては、重複しますので省略させていただきます。

3ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

資本的収入及び、支出、収入でございます。

第1款資本的収入、項1企業債、目1企業債、既決予定額1億9,400万円に補正予定額8,490万円を減額し、計1億910万円とするものでございます。市野々地内配水施設整備事業につきまして、県道の歩道整備工事の進捗状況により減額させていただくものであります。市野々地区取水施設災害復旧事業も予定しておりましたが、国交省の災害復旧事業の進捗状況により減額させていただくものであります。

支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2配水施設整備費、節区分2工事請負費、既決予定額5,760万円に補正予定額500万円を減額し、計5,260万円とするものでございます。減額理由といたしましては、歳入で御説明させていただきましたように県道の舗道整備工事の進捗状況により減額させていただくものであります。

目3災害復旧費、節区分2工事請負費、既決予定額1億3,963万2,000円に補正予定額7,990万円を減額し、計5,973万2,000円とするものでございます。減額の理由でございますが、国交省の災害復旧事業の進捗状況により減額させていただくものであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第29号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第30号 那智勝浦町製氷貯氷施設の指定管理者の指定について

日程第22 議案第31号 那智勝浦町冷凍冷蔵施設の指定管理者の指定について

○議長（中岩和子君） 日程第21、議案第30号那智勝浦町製氷貯氷施設の指定管理者の指定について及び日程第22、議案第31号那智勝浦町冷凍冷蔵施設の指定管理者の指定についてを一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） 議案第30号について御説明いたします。

那智勝浦町製氷貯氷施設の指定管理者の指定についてでございます。

〔議案第30号朗読〕

那智勝浦町製氷貯氷施設の指定管理につきましては、平成31年3月31日をもって指定の期間が満了いたします。指定管理者候補の那智勝浦冷蔵株式会社は、那智勝浦町、勝浦魚商協同組合、紀州勝浦漁業協同組合の3者の出資による株式会社で、平成26年2月からこの施設の指定管理をいただいている法人でございます。

また、指定管理者の選定につきましては、那智勝浦町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の第5条の公募によらない指定管理者の候補者の選定により選定してございます。

この法人は、現在も勝浦漁港内において外来船及び沿岸漁業者、仲買人及び市場利用者に対して氷の供給を継続的に行い、また餌料の販売やマグロ等の冷凍保管を行っており、勝浦市場の機能確保に寄与していることから、引き続き製氷貯氷施設の指定管理者に指定する適任者であると考え、今回お願いするものでございます。

引き続きまして、議案第31号について御説明いたします。

那智勝浦町冷凍冷蔵施設の指定管理者の指定についてでございます。

〔議案第31号朗読〕

那智勝浦町冷凍冷蔵施設につきましては、本年度建設の勝浦漁港内の新冷凍冷蔵施設でございます。

指定管理者の選定方法につきましては、議案第30号と同様に公募によらない指定管理者の候補者の選定により選定してございます。

この施設につきましても、製氷貯氷施設と同様に現在も冷凍保管及び餌料の販売を行っているこの法人を指定管理者に指定することにより、勝浦市場の機能確保と施設の効率的な運用が

できるものと考え、指定管理の指定をお願いするものでございます。

なお、この2施設の協力金といたしまして、純利益のうち町の出資割合の68%を受け入れる予定としておりまして、1,200万円を当初予算に計上してございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中岩和子君） 議案第30号及び議案第31号について一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

11番森本君。

○11番（森本隆夫君） この那智勝浦冷蔵株式会社の出資比率と金額を教えてください。それと、この会社の役員の名簿も教えてほしいと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

出資比率でございます。勝浦魚商協同組合が16%、紀州勝浦漁協が同じく16%、那智勝浦町が68%でございます。

株式のほうは7,600株で、町が5,200株、勝浦魚商協同組合が1,200株、紀州勝浦漁業協同組合が1,200株ということになってございます。

そして、こちらのほうの役員でございますけども、代表取締役が木下勝之、勝浦魚商協同組合の組合長でございます。そして、取締役といたしまして、現在和歌山県漁業協同組合連合会のほうに行っております丸山一郎様、そしてもう一人、取締役のほうは私でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 11番森本君。

○11番（森本隆夫君） 説明不足。第30号と第31号は一緒ですか、出資率は。もうこれはこの会社が両方やるということやね。説明を加えてください。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えします。

先ほど説明させていただいたとおり、那智勝浦冷蔵株式会社管理者の指定を両施設ともお願いするということでございます。

以上です。

[11番森本隆夫君「出資率も一緒やな。何もかも」と呼ぶ]

はい。

○議長（中岩和子君） 11番森本君。

○11番（森本隆夫君） 私、指定管理者というのは町が68%の出資を持って、しかもうちの課長が役員に入っている、こんなところを指定するせんておかしいない。そんなようなばかなことないと思うけど。自分ところが出資してあるものを指定管理者にする、そんなことありますか。これは法的には何ら問題はないかもわかりませんが、常識論としておかしいで。それはもう本当の部外で魚商と漁協とやってくれて、その構成の中でうちの出資もなし、役員もなし

で、その両組合でやってもらう指定管理者やったら僕わかる。うちが大方、68%の出資をしているんでしょう。そんなものが指定管理者になっている。そしたら、今度は問題が出てきたときはうちが何もかもせなあかんじゃないですか、違いますか。

そこが僕は、法的には何ら問題ないかもわかりませんが、常識論としておかしいで。おかしい。自分ところが出資してあるものが管理者になるって、こんなばかげたこと僕ないと思います。そこらあたり、どんなように考えてやったのか教えてください。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり法的にも何の問題もございません。そしてまた、この株式会社につきましては製氷施設を設置したときに指定管理者として議会の議決を得ている法人でございます。そして、その後、冷蔵施設もつくるということで予算もいただきまして建設いたしまして、引き続きお願いをするものでございまして、私どもとしては何ら問題ないと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 11番森本君。

○11番（森本隆夫君） 僕は、このおおむね7割近くのものを出資したものが指定管理者になるというのがおかしいと言うんやで。ただ、3分の1、3分の1、こういうような出資のところというんやったらわかるけど、7割近く、68%出資しているんでしょう、うちのもんじゃないですか。町のもんじゃないですか。それが指定管理者になるというのはおかしいんじゃないかって僕は言うんです。そんな道理はないで。それは法的には何らあんたらが調べてきて問題はないと言うんかもわからんけど、考えられんわ、指定管理者としてのなにながよ。町長、どうですか。ええんですか、これで。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えします。

先ほどと同じ回答になってしまうかもわかりませんが、以前、5年前にも議会の議決を得ているところでございまして、出資割合は関係なく町の出資している第三セクターということで、そういった面で公募によらない条件で選定もできているものでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑ございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 冷凍施設を4月1日から指定管理出すということで、その古い施設についてはどういうふうな扱いになるのかお聞きします。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

古い施設でございますけども、4月1日からとめるというわけではなくて、それから引越越し等々をやってしばらくは稼働はしていくかと思うんですけども、その後は当然とめてしまい

ます。とめた後、その後の利活用ということについては今後検討していくところでございます、今ははっきりとは決まっております。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第30号について討論はございませんか。

原案に反対の討論を行っていただきます。

11番森本君。

○11番（森本隆夫君） 皆さん、考えてほしいと思います。この指定管理者をするのに、那智勝浦町が68%の出資率を持っているんです。その会社が指定管理者を指名しているんです。僕はどうしてもおかしいんです。それは、魚商組合と漁協組合と同じように町を除いた出資、役員構成でこの会社をしてくれるんやったらええよと思うんですが、本当に那智勝浦町が68%の出資率を持って、しかもうちは取締役になっているんですよね、課長が、そういうところが。

そしたら、今度いろいろ問題があったら町の全体のことに係ってくるんじゃないですか。そこらをもう一回精査してもらって考えてほしいということで、僕は皆さんの同意を得て反対していただきたいと、こういうふうに思いまして反対討論とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 採決の前に休憩とれませんか。

○議長（中岩和子君） もうここまで来たのですから、あれですけど。

〔8番引地稔治君「いや、誤解してあるのと違うかなと思う。休憩とれるのかなと思って」と呼ぶ〕

討論を行いましたので、このまま行かせていただきたいと思います。

この採決は起立によって行います。

議案第30号について原案のとおり可決することに賛成の方は御起立のほどをお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。本件は原案のとおり可決されました。

議案第31号について討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第31号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 議案第32号 町道の路線変更について

### 日程第24 議案第33号 町道の路線認定について

○議長（中岩和子君） 日程第23、議案第32号町道の路線変更について及び日程第24、議案第33号町道の路線認定についてを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議案第32号について御説明申し上げます。

〔議案第32号朗読〕

1枚めくっていただきまして、添付してありますA4サイズ横置き平面図をごらんください。

青色実線とその矢印までが町道宇久井27号線でございます。赤色実線とその矢印まで84.49メートル延長して路線変更をお願いするものでございます。

当該区間は、地元区から町道への認定要望がございましたが、建設当時、道路敷地として所有者の同意が得られませんでしたので、その区間を外して認定してございました。今回、所有者の同意が得られましたので路線認定を行うものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、議案第33号について御説明申し上げます。

〔議案第33号朗読〕

1枚めくっていただきまして、添付してありますA4サイズ横置き平面図をごらんください。

下里駅付近から右斜め上、赤色実線の矢印までが今回路線認定をお願いする箇所でございます。当該区間は、地元区の要望により里道の両側民有地を拡幅して建設された道路でございます。

当該地区の地籍調査におきまして、地権者承諾のもと、公衆用道路に分筆登記が完了いたしましたので路線の認定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 議案第32号及び議案第33号について一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 1点だけ、済みません。

今、課長が説明した2路線の中で幅員0.8から6.2、4.5ということがあるんですけども、この図面の中では幅員4.3から6.2ってなっているんですけど、この違いはどんなんですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 申しわけございません、私の説明が足りませんでした。

今回、新たに追加で認定いたします赤色の部分が4.3メートルから6.2メートルの幅員がございます。そして、既設の青いラインの町道につきましては右側のほうは路地でございます、幅員の狭い0.8メートルとなっております。したがって、今回赤色まで路線が認定されますと、狭い路地の0.8から6.2メートルの幅員となることとなります。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第32号及び議案第33号については、さらに審議を深める必要があるため、建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、議案第32号及び議案第33号は建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第34号 監査委員の選任について

○議長（中岩和子君） 日程第25、議案第34号監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第34号について御説明申し上げます。

〔議案第34号朗読〕

鈴木義利氏につきましては、平成27年4月1日から識見を有する者より選任する監査委員として務めていただいているところでございます。現在の任期は平成31年3月31日までとなっておりますが、引き続き監査委員として選任いたしたくお願いするものでございます。

御同意をいただきましたなら、任期は平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4カ年

となります。どうぞよろしく願います。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願います。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第34号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第26 議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（中岩和子君） 日程第26、議案第35号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第35号について御説明申し上げます。

〔議案第35号朗読〕

固定資産評価審査委員会委員の3名のうち、現委員の的場俊雄氏から3月31日をもって辞職の申し出があり、その後任といたしまして濱口博之氏を選任いたしたく願います。濱口氏は、昭和54年4月から那智勝浦町役場に奉職され、税務経験が豊富で固定資産税に係る専門的な見識を備えておられ、また平成27年4月から現在まで高芝区長を務められております。

御同意をいただきましたなら、任期は平成31年4月1日から平成31年6月23日までの残任期間となります。そのため、6月定例議会におきましては再度委員の選任について同意を求めることとなりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願います。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第35号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時39分 散会